
■ 種 別 : 個人

■ 氏 名 : 梅原秀継

■ コメント :

①包括利益と資本取引

現行の企業会計基準第 25 号や公開草案第 54 号（4 項）で指摘されているとおり，包括利益を定義するうえで前提となる資本取引には，純資産に対する持分所有者すなわち非支配株主との取引が含まれている。IFRS や米国基準でも，連結貸借対照表における「持分」（equity）に非支配株主持分が含まれ，それと整合する形で「持分取引」（equity transaction）ならびに包括利益が定義されている。

②純利益と非支配株主持分

公開草案第 54 号（20.3 項）や公開草案第 50 号（53.2 項）では，「連結財務諸表の制度化に関する意見書」以来の親会社株主持分に限定したものではなく，非支配株主持分を含めた純利益の計算を提案している。また追加取得や一部売却から生じる持分変動差額を純利益の構成要素（損益取引）ではなく資本剰余金（資本取引）の一部とみなすことを提案している。非支配株主との取引を資本取引とみなしている点において，企業会計基準第 25 号と同じ前提に立っている。

③資本取引と貸借対照表の「資本」

現行の日本基準と同様に，公開草案第 50 号（20.3 項）や公開草案第 52 号（33 項）では，貸借対照表における「株主資本」（企業会計基準第 5 号）が親会社株主持分に限定されており，非支配株主持分は含まれてはいない。この「株主資本」の変動と連携するのは，非支配株主持分を除いた純利益である。

しかし，①の包括利益や②の純利益を導入すると，貸借対照表における「株主資本」と損益計算の前提となる「資本取引」の定義が一貫しないことになり，会計基準の整合性や財務諸表の理解可能性という点で大きな問題が生じる。したがって，現行基準における「株主資本」の区分を維持したまま，純利益や資本取引の定義を変更することには反対である。

仮に純利益や資本取引の定義を変更するのであれば，わが国独自の「純資産の部」および「株主資本」の区分を即時に廃止し，純資産との一致が図られていた「企業会計原則」時代の「資本の部」を復活させるべきである。純資産に対する持分所有者との取引すなわち資本取引の定義と整合する「資本の部」を復活させることが実務上の負担になるとは考えられないし，IFRS 等との国際的なコンバージェンスや比較可能性の観点からも望ましいといえる。